

【各手数料の額及び計算方法】

申立手数料 (第4条)	1件につき	<ul style="list-style-type: none"> ・申立額が1,000万円までの部分：10万円 ・申立額が1,000万円を超え、10億円までの部分：100万円ごとに3,000円 ・申立額が10億円を超える部分：1,000万円ごとに5,000円 	
期日手数料 (第5条)	1当事者が1回につき	10万円	
成立手数料 (第6条)	1件の紛争額(*1)に対する、1当事者の解決利益額(*2)につき(Aは解決利益額)	500万円以下	12万円
		500万円超-1,500万円以下	12万円+(A-500万円)×0.025
		1,500万円超-3,000万円以下	37万円+(A-1,500万円)×0.02
		3,000万円超-5,000万円以下	67万円+(A-3,000万円)×0.015
		5,000万円超-1億円以下	97万円+(A-5,000万円)×0.012
		1億円超-10億円以下	157万円+(A-1億円)×0.0052
		10億円超-50億円以下	625万円+(A-10億円)×0.001
		50億円超-100億円以下	1,025万円+(A-50億円)×0.0005
	100億円を超える場合	1,275万円+(A-100億円)×0.0002	
解決利益額の算定が不能又は困難な場合は、500万円、1,500万円又は3,000万円のいずれかを解決利益額として成立手数料を算定する(第6条2項)。			
会議室借料	1期日に使用する借料(3部屋)	実費	

※上記料金には、消費税は含まれていない。

*1 紛争額とは、申立額から当初相手方が認めた金額を引いた額

*2 解決利益額とは、紛争額を基準に、申立人、相手方それぞれが解決額に対して得た利益の額

申立人の解決利益額：解決額から当初相手方が認めた額を引いた額

相手方の解決利益額：申立額から解決額を引いた額

【その他の費用】

和解あっせんの審理に必要な費用(期日開催のための会議室借料、翻訳、鑑定等)の実費(適宜、振込により納付)